

給料が7割になるのはおかしい! 交渉団県教委を追及!!

65歳まで安心して働き続けられる処遇と労働条件を!!

兵庫教組・兵高教組・兵高従組合同交渉団は、7月14日の午後5時30分から第1回定年引上げに係る交渉を行いました。県教委からは9月議会への条例提案に向けて、関係部局と調整した「制度設計」について提案がありました。交渉団を代表して兵庫教組・兵高教組両書記長から定年引上げに係る問題点として①給料月額が7割水準に落とされること②60歳以降の働き方(定年前再任用短時間勤務・高齢者部分休業)の条件整備③退職手当の支給④役職定年制⑤引き上げ期間中の新採用などについて指摘し意見を述べた後、交渉参加者から「同じ仕事で給料は減らされるのは納得できない」「今、現場はとても大変だ。未配置だけでなく、コロナの再拡大でさらに人がいない。少しでも早く辞めたいと考える同僚も多い。」という切実な声が届けられました。また、永峰書記長は「60歳以降の働き方の選択肢として国が示している高齢者部分休業制度について何も触れられなかったことを抗議し、次回交渉で必ず説明するよう求めました。再回答した藤原課長は、国の制度準拠による限界を説明しながらも、高齢層の教職員に頑張ってもらうことは大切だとモチベーションの維持向上について触れざるを得ませんでした。次回交渉は8月上旬の予定です。

県教委提案

定年引き上げ年齢

- ・2023年度から2年に1度引き上げる。

| 年度 | 現行 | 2023 2024 | 2025 2026 | 2027 2028 | 2029 2030 | 2031 ~ |
|-----|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 一般職 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 |

役職定年制

- ・上限年齢(60歳)に達した管理職を翌年度から非管理職に異動。異動した給料の7割となるが、異動前の給料月額の7割は保障される(管理職勤務上限年齢調整額)
- ・管理職手当が支給される職員が対象
- ・欠員補充が難しい場合など、例外措置として、特例任用を行う(ただし給料月額は7割)。

60歳以降の働き方

- ①定年前再任用短時間勤務
 - ・60歳以降で退職した教職員は短時間勤務で再任用を可能とする。条件は現行再任用短時間勤務と同じ。任期は定年退職日に当たる日まで
- ②暫定再任用制度
 - ・定年を迎えても年金支給開始年齢の65歳までは現行の制度と同じ再任用制度が暫定的に措置される。

定年延長後の給与

- ・給料月額は60歳前の7割
- ・給料月額に連動する手当は7割
教職調整額・地域手当・超過勤務手当
期末勤勉手当・給料の調整額
- ・7割水準としない手当
扶養手当・住居手当・通勤手当・寒冷地手当
宿日直手当・特殊勤務手当

退職手当

- ・定年引上げに伴い、60歳超の給与が7割水準となる職員に対して、退職手当の基本額の計算方法の特例(ピーク時特例)を適用する。=退職手当は60歳の時の給与月額がベースで計算される。
- ・60歳に達した日以後退職する教職員の退職手当の支給率は、退職事由を「定年退職」として算定。
- ・勸奨退職制度も60歳までの差については現行通り算出基礎に加算
- ・60歳に達した年度の勤続年数が35年未満の教職員が、定年引上げによって伸びた年数については、退職日の給料月額に支給率の差を乗じて得た額が加算される。

兵庫教組は特に定年後の働き方の選択肢の一つとして国家公務員と同様の「高齢者部分休業制度」についての説明がなかったのはおかしいと厳しく追及。

次回交渉はその制度設計をどうするかが大きな争点となります。詳細は次号でお知らせします。



冒頭、あいさつする岡田副委員長

「とても65歳まで働けない」という現場の切実な声に県教委は応えよ!